

## 深沢こどもセンターエレベーター点検仕様書

### 1 実施場所

鎌倉市梶原二丁目 33 番 2 号 深沢こどもセンター

### 2 (業務の目的)

第 1 条 発注者は、鎌倉市梶原二丁目 33 番 2 号深沢こどもセンターのフジテック株式会社製乗用エレベータ WP-15 (1000) -2CO60-4T 型の保守点検業務（以下「本業務」という。）を受注者に委託し、受注者はこれを受託する。

(1) 受注者は、年 4 回（6 月、9 月、12 月、3 月）の定期保守作業を行うほか、毎月定期的に遠隔保守監視を行うものとする。

(2) 業務内容は、別紙「エレベータ保守点検業務仕様書」のとおりとする。

付属機器については、地震時管制運転装置（P 波・普通級）、火災時管制運転装置、停電時自動着床装置、音声合成オートアナウンスシステム、車椅子仕様、冠水管制運転装置及び遮煙乗場ドアについて受注者の施工したもの的一切を含むものとする。

(3) 不時の故障の際、発注者より通知のあったとき受注者は直ちに技術員を派遣し、迅速に修理するものとする。ただし、部品の取替、分解整備が必要なときは予め発注者の承認を得て行うものとする。

(4) 前項のただし書き、及び受注者の責に属さない天災・自然消耗並びに発注者の過失に依る故障の修理は、その実費を発注者が負担するものとする。

(5) 不時の故障の際を除き、本契約書で定めた全ての作業は発注者より特に定めのない場合は受注者の通常勤務日における就業時間内に実施するものとし、夜間作業及び日曜日等の場合は、発注者は別途に割増料金を負担するものとする。但し、受注者の都合によりかつ発注者の承認を得た場合はこの限りではない。

### 3 実施内容

(1) エレベータを安全かつ良好な状態を保つよう 3 か月に 1 回技術員を派遣し、点検、給油及び調整を行い、点検作業報告書を鎌倉市に提出する。

(2) 前項作業のほか、遠隔保守監視業務を行う。

(3) 不時の故障のあった時、及び前項の監視業務において異常を受信した時は、鎌倉市の要請により技術員を派遣し、点検を行い、適切な処置を行なう。

(4) 毎年 1 回建築基準法第 12 条第 4 項の規定に準ずる定期検査に立ち会うものとする。

### 4 修理または部品の取替範囲

部品の取替えの範囲は、通常エレベータを使用する場合に生じる摩耗及び劣化に限り、必要と認められる下記機器の構成部品の修理、又は取替えを行うものとする。

- ・巻上機
- ・電動機
- ・調速機
- ・制御器
- ・各ワイヤーロープ
- ・移動ケーブル
- ・その他付属装置

ただし、下記事項は例外とする。

- (1) 昇降かご、かご床タイル、各階出入口戸、三方枠、敷居、意匠部品等の塗装、メッキ直し、修理、取替及び清掃
- (2) 巻上機及び電動機等それぞれの機器の一式取替

## 5 遠隔保守監視業務

- (1) 毎月定期的に自動運転による性能診断を行う。
- (2) エレベータ制御盤内の監視ユニットとセーフネットセンターとを一般加入電話回線で結び、セーフネットセンターにおいて 24 時間、遠隔監視業務を行う。
- (3) 監視項目は次のとおり。
  - ・電源系統異常
  - ・安全装置動作
  - ・閉じ込め
  - ・起動不能
- (4) セーフネットセンターで異常を受信した場合、または運行状況データ解析の結果必要な場合は、技術者を派遣し、適切な処置を行うものとする。
- (5) 運行監視データを毎月報告するものとする。
- (6) 遠隔保守監視業務にかかる一般加入電話料金はフジテック株式会社首都圏統括本部横浜支店が負担するものとする。